

平成28年度 江別市 成年後見制度ニーズ調査 結果

【回答状況】

- 高齢者関連施設 47/69ヶ所 回答率:68%
- 障がい者関連施設 18/19ヶ所 回答率:95%

問1. 貴事業所の現在の利用契約者(江別市民のみ)は何名いますか?
(施設サービス事業所は、入所者数をご記入ください。)

- 高齢者関連施設 利用契約者:3,801人
- 障がい者関連施設 利用契約者: 561人

問2. 貴事業所の利用契約者で、成年後見制度を利用されている方は何名いますか？

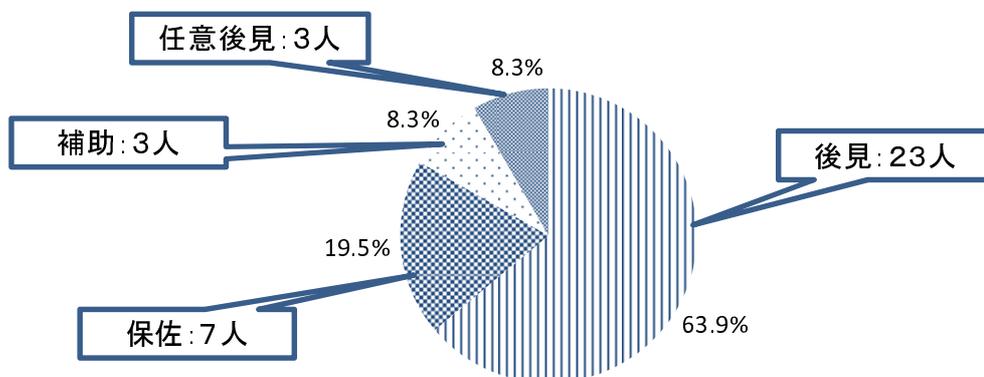
- 高齢者
36人(1.0%)
- 障がい者
70人(12.5%)

問3. 設問2で回答された方の後見類型及び制度利用となった理由は何ですか？

○高齢者

対象人数 36人	後見類型		後見制度利用となった理由等			
			認知症	知的障がい	精神疾患	その他
	後見:	23人	21人	1人	1人	
	保佐:	7人	5人		1人	1人
	補助:	3人	3人			
	任意後見:	3人	1人			2人
	計	36人	30人	1人	2人	3人

後見類型内訳(高齢者)



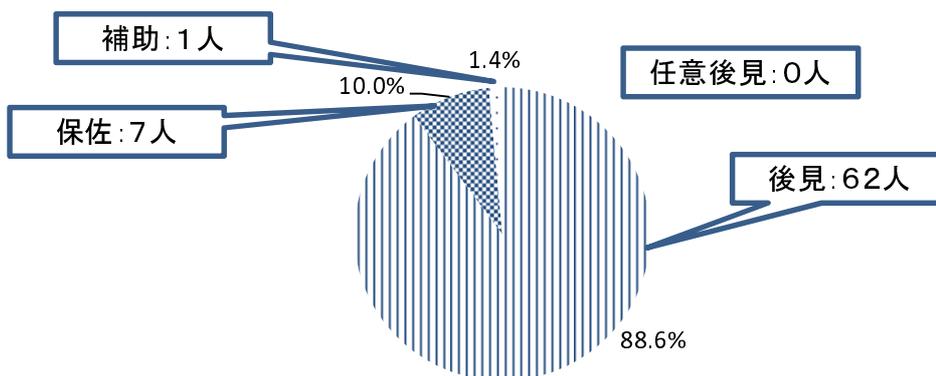
《調査結果》

高齢者の成年後見制度利用者の後見類型及び制度利用の理由を調査。
成年後見制度利用者のうち、8割以上の方が認知症により制度利用に至っている。

○障がい者

対象人数 70人	後見類型		後見制度利用となった理由等			
			認知症	知的障がい	精神疾患	その他
	後見:	62人		61人	1人	
	保佐:	7人		6人	1人	
	補助:	1人			1人	
	任意後見:	0人				
	計	70人	0人	67人	3人	0人

後見類型内訳(障がい者)



《調査結果》

障がい者の成年後見制度利用者の後見類型及び制度利用の理由を調査。

高齢者では認知症による制度利用者が8割以上を占めたが、障がい者では認知症による制度利用者は存在せず、全員が知的障がい及び精神疾患により制度を利用していた。また、後見類型では後見が9割近くを占めた。

問4. 設問3で「その他」を選んだ場合、その具体的な理由をご記入ください。

後見:「その他」	
保佐:「その他」	・左被殻部脳出血による後遺症あり。複雑なことの理解ができず、失語症により思いを伝えることが難しいため<高>。
補助:「その他」	
任意後見:「その他」	・直系の身寄りがないため、親戚に迷惑をかけないようにしたい<高>。 ・子どもがない<高>。

問5. 貴事業所の利用契約者で、昨年度中(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に成年後見制度について相談を受けた、もしくは制度について説明を行った方は何名いましたか？

○高齢者

43人(1. 1%)

○障がい者

33人(5. 9%)

問6. 貴事業所の利用契約者のうち、設問2でご回答いただいた方を除き、成年後見制度を利用した方がよいと思われる方は何名いますか？

○高齢者

70人(1. 8%)

○障がい者

35人(6. 2%)

問7. 設問6でご回答いただいた方について、成年後見制度が必要な理由は何ですか？

○高齢者

認知症	知的障がい	精神疾患	その他
51人(72. 8%)		9人(12. 9%)	10人(14. 3%)

○障がい者

認知症	知的障がい	精神疾患	その他
	27人(77. 1%)	5人(14. 3%)	3人(8. 6%)

《調査結果》

成年後見制度未利用者で、今後制度利用が必要と思われる方の理由を調査。
 高齢者では、「認知症」が最も多く、次いで「その他」の理由が多かった。
 障がい者では、「知的障がい」が最も多く、次いで「精神疾患」の回答が多かった。

問8. 設問7で「その他」を選んだ場合、その具体的な理由をご記入ください。

・認知症状と思われる部分はあるが、受診や認知症の診断には至っていない<高>。
 ・判断能力の低下はないが、施設入所にあたって施設側から任意後見人の設定を求められているため(虐待対応中で親族には頼ることができない)<高>。
 ・認知機能の低下があるため<高>。
 ・診断はついていないが、発達障害か精神疾患があると考えられる<高>。
 ・判定等はないが軽度の知的障害を疑う<高>。
 ・自己愛性人格障害<高>。
 ・高次脳機能障害<高>。
 ・判断能力の低下はないが、高齢夫婦世帯で身近に親族等がないため夫婦で任意後見を検討中<高>。
 ・強皮症・筋ジムの難病を抱えているため<障>。
 ・身体障害者で身寄りがないため<障>。

問9. 設問6でご回答いただいた方の収入状況を、把握している範囲でご回答ください。

○高齢者

給与収入のみ。	0人(0. 0%)
年金収入のみ(年金支給額少額のため生活保護を受給している方も含みます)。	55人(78. 6%)
生活保護受給のみ	3人(4. 3%)
給与・年金収入があり、それ以外の収入もある。(不動産収入等)	4人(5. 7%)
収入はないが、高額な財産を所有している。(預金・不動産等)	6人(8. 6%)
収入はあるが、債務を抱えている。(借入等)	1人(1. 4%)
不明。	1人(1. 4%)

○障がい者

給与収入のみ。	0人(0. 0%)
年金収入のみ(年金支給額少額のため生活保護を受給している方も含みます)。	30人(85. 6%)
生活保護受給のみ	0人(0. 0%)
給与・年金収入があり、それ以外の収入もある。(不動産収入等)	2人(5. 7%)
収入はないが、高額な財産を所有している。(預金・不動産等)	1人(2. 9%)
収入はあるが、債務を抱えている。(借入等)	1人(2. 9%)
不明。	1人(2. 9%)

《調査結果》

成年後見制度の利用が必要だと思われる方の収入状況を調査。

高齢者・障がい者共通で「年金収入のみ」が最も多く、給与収入がある方はいなかった。他に、高額財産を所有している方も数名存在した。

問10. 設問6でご回答いただいた方のうち、生活保護受給状況について、把握している範囲でご回答ください。

○高齢者

生活保護を受給している。	14人(20. 0%)
生活保護を受給していない。	55人(78. 6%)
不明。	1人(1. 4%)

○障がい者

生活保護を受給している。	8人(22. 9%)
生活保護を受給していない。	27人(77. 1%)
不明。	0人(0. 0%)

《調査結果》

成年後見制度の利用が必要だと思われる方の生活保護の受給状況を調査。

高齢者では14人で20.0%、障害者では8人で22.9%の方が生活保護を受給していた。

当市では成年後見制度利用支援事業を実施しているため、今後成年後見制度を利用する際に当該事業の対象となる案件も複数発生してくると考えられる。

問11. 設問6でご回答いただいた方のうち、生活支援状況について、把握している範囲でご回答ください。

○高齢者

2親等以内の支援者がいる。	35人(50.0%)
2親等内以外の支援者がいる。(3親等以上・隣人・友人等)	12人(17.1%)
2親等以内の親族はいるが、高齢・遠方にいる等の理由で支援者がいない。	10人(14.3%)
支援者がいない。	11人(15.7%)
不明。	2人(2.9%)

○障がい者

2親等以内の支援者がいる。	15人(42.9%)
2親等内以外の支援者がいる。(3親等以上・隣人・友人等)	2人(5.7%)
2親等以内の親族はいるが、高齢・遠方にいる等の理由で支援者がいない。	11人(31.4%)
支援者がいない。	7人(20.0%)
不明。	0人(0.0%)

《調査結果》

今後成年後見制度の利用が必要だと思われる方の支援者の存在について調査。

高齢者・障がい者共通で「2親等以内の支援者がいる」が最も多かった。しかし、「2親等以内の親族はいるが、高齢・遠方にいる等の理由で支援者がいない」「支援者がいない」といった、支援者が存在しない方も3割以上存在したため、後見制度利用時に申立人不在といった課題が複数発生すると考えられる。

問12. 設問6でご回答いただいた方について、成年後見制度の利用に至らないのはどのような理由があると思いますか？該当する項目にチェックをつけてください。(複数回答可)

項目	高47施設	障18施設
	回答数:58	回答数:21
本人及び家族が拒否している。または必要性を感じていない。	21(36.2%)	8(38.1%)
本人及び家族が申立て等の手続きが面倒なため申請を躊躇している。	8(13.8%)	2(9.4%)
本人及び家族が報酬等費用の関係で申請を躊躇している。	7(12.1%)	1(4.8%)
本人及び家族が制度を知らない。	7(12.1%)	7(33.3%)
本人の年金等の所得で家族が生活しているので支障が生じる。	3(5.2%)	1(4.8%)
制度の利用に時間がかかる。	6(10.3%)	1(4.8%)
その他の理由がありましたら具体的な内容をご記入ください。 ・本人に対して制度についての話までに至っていない<高>。 ・現在、制度利用のため手続き中<高>。 ・親戚に支援者になってもらえるよう調整中<高>。 ・親族後見を希望しても、専門職後見と家庭裁判所が審判した際、不服取り下げができない<高>。 ・本人・家族の本来のニーズに制度運用が対応できないことが、説明により分かってくるため<高>。 ・現在成年後見人の申立を親族で検討中<高>。 ・9月に後見人の契約をする方向で話を進めている<障>。	6(10.3%)	1(4.8%)

《調査結果》

今後成年後見制度の利用が必要だと思われる方が制度利用に至らない理由について調査。

高齢者・障がい者共通で「本人及び家族が拒否している。または必要性を感じていない」が最も多かった。また、障がい者では「本人及び家族が制度を知らない」の回答も3割を超えていた。

後見制度の利用を拒否もしくは必要性を感じていない、制度を知らないことについては、後見制度の有用性・有益性を多くの方に理解してもらうため周知・総合的な相談窓口の設置等の普及啓発活動が必要であると考えられる。

問13. 設問6でご回答いただいた方について、成年後見制度利用が必要な具体的な理由はどのようなことですか？
該当する項目にチェックをつけてください。(複数回答可)

	項目	高47施設	障18施設
意思・責任能力		回答数:58	回答数:26
	自分の意思や苦情・不満をうまく伝えられない。	8(13.8%)	7(26.9%)
	頻繁な物忘れがあり日常生活に支障がある。	14(24.1%)	2(7.7%)
	話し言葉の理解や会話等でのメッセージの表出が難しい。	7(12.1%)	4(15.4%)
	情報を得るための文字の理解や情報を伝えるための文字を書くことが難しい。	7(12.1%)	4(15.4%)
	自身に必要な医療や介護・福祉サービスの利用が難しい。	10(17.2%)	3(11.5%)
	不動産の売買など日常的な金銭管理の範囲を超える法律行為ができない。	12(20.7%)	6(23.1%)
生活管理		回答数:78	回答数:32
	食事の摂取や服薬の管理等に支援が必要。	15(19.2%)	4(12.5%)
	医療・福祉以外で誰かが支援しないと今ある制度をうまく活用できない。	15(19.2%)	7(21.9%)
	将来にわたり、継続的に本人の日常生活を見守る存在がいらない。	15(19.2%)	6(18.7%)
	日用品の購入など、日常的な金銭管理が行えない。	15(19.2%)	7(21.9%)
	収入に見合う計画的な支出ができない。	11(14.2%)	7(21.9%)
	本人は自覚していないが、劣悪と思われる生活状態が続いている。	7(9.0%)	1(3.1%)
代理		回答数:34	回答数:15
	本人に代わって治療やサービス利用の契約を結ぶ人がいない。	14(41.2%)	6(40.0%)
	本人に代わって保護措置などに同意する人がいない。	8(23.5%)	4(26.7%)
	本人に代わって治療やサービス内容の変更、あるいは停止を判断する人がいない。	12(35.3%)	5(33.3%)
権利侵害		回答数:19	回答数:5
	親族による虐待や過干渉がみられる。	3(15.8%)	1(20.0%)
	親族以外による虐待や過干渉がみられる。	1(5.3%)	0(0.0%)
	親族が預貯金や年金、財産について適切な管理をしていない。	8(42.1%)	3(60.0%)
	親族以外が預貯金や年金、財産について適切な管理をしていない。	3(15.8%)	1(20.0%)
	悪質商法などの被害に遭っている。	4(21.0%)	0(0.0%)
その他	その他の理由がありましたら具体的な内容をご記入ください。 ・実子が亡くなった場合、支援できる親族がいなく高>。 ・家族間紛争があり、経済的な問題に波及する恐れがある<高>。 ・親族全てが精神疾患を罹患し、財産管理や身上監護に課題が散見している<高>。 ・悪徳商法までではないが、ほぼ初対面の人(訪問販売員、営業)から不要なものを買わされそうになる<高>。 ・本人に認知症状があり、親族への被害妄想により金銭にかかわることができない<高>。 ・金銭的虐待により、役所に保護されており、自分名義の自家用車を持っているが、実際には本人は使用していないなどの理由により、後見人を設定したい<障>。		

《調査結果》

成年後見制度が必要な理由を調査。

高齢者・障がい者共通で『生活管理』に関する項目の回答数が最も多く、日常生活に関する不安を抱えていることがうかがえる。

また、『権利侵害』に関する項目では「親族が預貯金や年金、財産について適切な管理をしていない」の回答が最も多く4割を超えており、権利侵害の疑いがある方が存在していることが判明した。

『意思・責任能力』に関する項目については、高齢者では、「頻繁な物忘れがあり日常生活に支障がある」の回答が最も多く、障害者では、「自分の意思や苦情・不満をうまく伝えられない」の回答が最も多い結果となった。

問14. 成年後見制度に関して課題や問題に感じることは何ですか？
 該当する項目にチェックをつけてください。(複数回答可)

	項目	高47施設	障18施設
制度利用前		回答数:80	回答数:26
	なぜ成年後見制度の利用が必要なのかわからない。	4(5.0%)	1(3.8%)
	成年後見制度について誰に相談したらよいかわからない。	4(5.0%)	4(15.4%)
	どのタイミングで制度を利用したらよいかわからない。	18(22.5%)	8(30.8%)
	本人の理解・同意を得るのが難しい。	24(30.0%)	5(19.2%)
	家族の理解・同意を得るのが難しい。	24(30.0%)	6(23.1%)
	相談する窓口がわからない。	6(7.5%)	2(7.7%)
申立		回答数:88	回答数:17
	申請などの手続きに時間や手間がかかる。	26(29.6%)	3(17.6%)
	申立費用について本人や家族が負担できない。	23(26.1%)	7(41.2%)
	成年後見制度の手続きが煩雑である。	23(26.1%)	3(17.6%)
	親族に申立人になってくれる人がいない。	16(18.2%)	4(23.6%)
制度利用後		回答数:98	回答数:26
	第三者にお願いした場合の報酬について本人や家族が負担できない。	23(23.5%)	8(30.9%)
	医療行為への同意権利がない。	25(25.5%)	6(23.1%)
	身元引受人になってもらえない。	22(22.4%)	5(19.2%)
	保証人や連帯保証人になってもらえない。	18(18.4%)	5(19.2%)
	死亡後に事務処理の権限がなくなる。※	6(6.1%)	1(3.8%)
成年後見人の資質に疑問がある(不正事件など)。	4(4.1%)	1(3.8%)	
その他	<p>その他に課題や問題に感じるものがありましたら具体的内容をご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人を養成する仕組みはあるが、就任後の組織的なフォロー体制が不十分<高>。 ・江別市の成年後見制度利用支援事業の内容がわからない。市長申立や申立費用、後見報酬助成の実績があれば周知してほしい<高>。 ・医療行為への同意、身元引受人になれないなどの課題は以前から指摘されているが改善される兆しがない。親族以外が後見人になった時の資質にも不安がある。誠実で適切な仕事してくれるかどうか分からないし、料金が発生するため安易に勧められない<高>。 ・施設入所においては、確かな身元引受人があることが前提のため、入所中の方々にとってのニーズはあまりないのではないだろうか<高>。 ・制度自体がわかりづらく、申請も時間や手間ばかりかかるイメージがある。メリットデメリットが誰にでもわかるようにしてほしい<高>。 ・受診の必要が生じたときに対応していただけない<高>。 ・財産管理がクローズアップされて制度のメリットが理解できない。家庭裁判所管轄で敷居が高いとイメージされている<障>。 ・今のところ、特に問題はないが、利用者の親御さんも高齢化してきており、第三者後見人への依頼について相談を受けることも増えると思われそうです<障>。 ・後見人制度について不明な点はあるが、都度担当弁護士に相談ができています<障>。 ・当施設の場合、制度利用者のほとんどはご家族(両親・兄弟)が後見人になっていますが、年々高齢化してきて、成年後見人としての事務手続きが難しく、相談を受けることが増えてきています。また、来年からは利用者さんの誕生月にご本人の財産等に関する書類を自主的に提出することとなりましたが、ご家族からは「忘れてしまいそうだ」、「今までと書類が違うのでわかりづらい」等の意見もあり、保護者会と相談して対応する事としています。年々、成年後見制度の内容も変更されているので、変更されたところをもっとわかりやすく後見人の方に説明していただければと思います<障>。 		

※「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成28年10月13日に施行されることにより、成年後見人が死亡した場合も、後見人に一部の権限が付与される予定です。

《調査結果》

成年後見制度に関して課題や問題に感じる点を調査。

高齢者では、『制度利用前』に関する項目の「本人の理解・同意を得るのが難しい」「家族の理解・同意を得るのが難しい」の回答が多く、また、『申立』に関する項目の「申請などの手続きに時間や手間がかかる」の回答も多いことから、本人・家族の同意を得ることの難しさに加えて、その後の申立にも時間がかかることが制度利用の妨げになっていると考えられる。

障がい者では、『制度利用前』に関する項目の「どのタイミングで制度を利用したらよいかわからない」の回答が多く、また、『申立』に関する項目の「申立費用について本人や家族が負担できない」及び、『制度利用後』に関する項目の「第三者にお願いした場合の報酬について本人や家族が負担できない」の回答も多いことから、障がい者における対象者は高齢者に限られないためいつから後見制度を利用するかの見極めが困難で、成年後見制度利用にかかる申立費用及び報酬等の金銭面での問題も制度利用に至らない理由になっていると考えられる。

問15. 成年後見制度を利用しやすくするために、期待する機能や役割は何ですか？
該当する項目にチェックをつけてください。(複数回答可)

項目	高47施設	障18施設
	回答数: 87	回答数: 34
成年後見制度に関する相談窓口や相談機関の設置。	22 (25.3%)	7 (20.6%)
成年後見制度の利用手続きに関する相談支援。	22 (25.3%)	11 (32.4%)
成年後見制度の申立費用や報酬などの助成。	28 (32.2%)	11 (32.4%)
第三者後見人等の候補者の推薦。	13 (14.9%)	4 (11.7%)
その他に期待する機能や役割などがありましたら具体的な内容をご記入ください。 ・相談機関は社会福祉士と他の士業(法律家)を共に配置<高>。 ・市社協の権利擁護の相談機能を革命的に水準アップし、適切な制度利用を支援する<高>。 ・身近なところに相談窓口があり、分かりやすく実例をあげて、地道に理解を求めていく<障>。	2 (2.3%)	1 (2.9%)

《調査結果》

成年後見制度を利用しやすくするために期待する機能や役割について調査。

高齢者・障がい者共通で「成年後見制度の申立費用や報酬などの助成」の回答が多く、費用面での支援を期待していることが伺える。

また、「成年後見制度に関する相談窓口や相談機関の設置」・「成年後見制度の利用手続きに関する相談支援」を合計すると回答の5割以上を占めており、申立に至る前の相談だけに留まらず、申立手続き開始後も含めた継続的な相談窓口の設置及び支援が期待されていると考えられる。

問16. その他に成年後見制度や権利擁護活動についてご意見などがありましたらお聞かせください。

【高齢者】

- ・当事業所で相談を受けた方で、成年後見制度の利用に至った方は、入所施設へと生活の場を変えています。施設入所を検討する心身状態になってからでなければ制度利用につながらない現状があります。後見制度について広く周知がなされることで、金銭管理や商取引・契約行為に対する適切な支援をうけながら、在宅生活の継続を希望する方が増えていくと思います。
- ・日本式の父権主義的な家族サポート(年老いた親の財産管理を子供が当然のようにしていく、親子の愛情や絆に裏打ちされた代理行為)が、日本の良き伝統でもありましたが、被害妄想・物とられ妄想を抱きやすい環境にある方も多いと思われ、また、家族による経済的虐待が疑われる事例も見受けられます。
- ・未成年者を守るのと同様に、要介護認定を受けている方には、成年後見制度の案内をして頂けると良いと思います。

・認知症の症状が進んでから、成年後見制度の説明を利用者に行うのは非常に難しいと感じるため、江別市の取組みとして、普段から成年後見制度が市民の方々の目に触れる機会をもっと増やしてほしい。今後、独居の高齢者、高齢者二人暮らし世帯がどんどん増えていく中で、その方々を守る制度が普及し、定着されるよう、市民や介護事業所向けに、誰にでもわかりやすく説明して頂ける講習会等を開催して欲しい。

・法人後見や市民後見普及のための取り組み。江別市の成年後見制度利用支援事業の運用が「市町村申立て」かつ「生活保護受給者」に限られていることから、保護と同等の世帯で権利侵害を受けている人などに対し、成年後見制度の利用が勧められない。

・後見制度の利用は、財産管理と必要なケアを受けるための身上監護がきっかけになると思われそうですが、しっかりしたご家族が身近にいれば、本人の判断能力が不十分でも、施設等の契約や手続きは問題なく進むので、後見制度を利用するのはほとんどが身寄りがない方だと思えます。ですが、成年後見人を選任しても、身元引受人がいないことで、入所系サービスを受けられないという実情があり、困ったケースがありました。また、判断能力があれば成年後見制度は対象外なので、身元保証サービスの利用を検討しなければならなかったりして、一筋縄ではいきません。在宅生活が厳しくなって、ケアが手厚い入所系サービスに移行したいのに、身元引受人の問題で入所させてもらえない(サービス提供を拒まれる)時、どうしたらよいか困りました。社会保険料(健康保険・介護保険)はちゃんと払っているのに、医療及び介護制度を利用できないのは困ります。成年後見制度や権利擁護活動について、実際の事例報告等があると理解が深まると思いました。

・ただただ国で一方的に進めているイメージがある。メリットや成果はわかるが、デメリットや失敗例なども明確に情報として提示しなければ、本人・家族に説明する際に押し売りみたいになってしまい信頼してもらえない。

・気軽に相談できる窓口があれば、本人・家族につなげやすいと思う。

・今後、需要の高まる制度だと思っているが、手続きなどが分かりづらく、つながらないことも多い。高齢者で相談のあった際は、まず管轄の地域包括支援センターと相談しているが、包括支援センターによって知識や情報量にばらつきが見られる。申請の複雑な流れや手続きなどについて、権利擁護の専門機関などの紹介や経費のサポートなどがあると良いと思われる。

・インフルエンザの予防接種等の実施について、今後本人が同意出来なくなった時に問題が生じてしまう。

【障がい者】

・後見人は財産管理と身上監護義務があることを広く周知理解してもらおう。

・現在当施設では、後見制度利用者のほとんどがご家族の方が成年後見人となられていますが、親亡き後の後見人について、第三者の方にやっていただいた方が良いのか、それともご本人の兄弟にやっていただいた方が良いのかなどを事前に決めておいた方が良いのかなどのご相談を受けます。当施設で決めることではないため、後見人の方の判断になる事などをご説明しています。ただご両親やご兄弟の負担を考えると第三者にお願いした方が良い部分もありますが、ご本人の事を全く知らない第三者が後見人となっても、なかなかご本人とコミュニケーションが取れなかったり、会う機会がないため、支援に関しては施設側と言われるがままとってしまうことも考えられるので、ご本人にとってはより良い支援にならない部分もあるのかと思います。